

# フードドライブ回収事業者募集要領

## 1 目的

大阪市では、市民・事業者の皆さんと連携し、様々なごみ減量・リサイクルの取組を推進しており、手つかずの食品や食べ残しといったいわゆる「食品ロス」の削減にも取り組んでいます。「食品ロス」の削減は、できるだけ新たなエネルギーやコストを投入せずに、ごみ減量を進めることができる取組です。

この「食品ロス」削減の取組の一つとして、ご家庭で余った食品（常温保存可能な食品等、環境局と別途締結する協定書に規定する食品をいいます。以下「食品」といいます。）を回収して、福祉団体や生活支援を必要とする個人等に無償譲渡する「フードドライブ」があります。「フードドライブ」は市民の皆さんの誰もが気軽に参加することができ、「持続可能な開発目標（SDGs）」の17ゴールと数多く関連し、つながっている取組です。

環境局では、「フードドライブ」の取組を進めるため、店舗等で食品を回収して下さる事業者を募集します。

回収した食品については、社会福祉協議会又は本市が「フードドライブ連携実施にかかる協定書」を締結している事業者（以下「連携事業者等」といいます。）へ無償で引き渡していただきます。

## 2 募集対象

大阪市内に店舗を有している事業者又は商店街等の小売事業者の団体

## 3 応募条件

大阪市との間で、次の取組内容について協定を締結し、本事業を実施することが条件になります。

- (1) 大阪市内の店舗等において、定期的（回収する日数は問わないが毎月実施することを基本とする。ただし、これによりがたい場合は、本市と調整のうえ実施日を決定すること。）に食品を回収すること。
- (2) 回収した食品は、連携事業者等に無償で引き渡すこと。
- (3) 実施予定日の前月15日までに、実施予定内容を大阪市に報告すること。
- (4) 年度毎に、その年度の月別の回収量、引渡し先等の実績を、当該年度が終了した日から2か月以内に大阪市に報告すること。
- (5) その他本事業の実施に必要な事項

## 4 応募方法

別添様式「フードドライブ回収事業者応募申込書」に必要事項を記入のうえ、別紙とともに次の送付先に送付してください。

送付先

〒545-8550

大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス13階  
大阪市環境局事業部家庭ごみ減量課「フードドライブ担当」宛

5 募集期間

随時受付いたします。

6 協定締結後の取組等

大阪市と協定を締結し、回収事業者となっていただきます。ただし、応募後においても、協定の内容に同意することができない場合には、協定の締結を辞退することができます。

協定締結後は、店舗等において回収した食品を連携事業者等は無償で引き渡していただきます。

食品を転売することや金銭その他の有価物、役務と交換すること、営利目的事業に使用することは禁止します。

7 問合せ先

大阪市環境局事業部家庭ごみ減量課

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス 13階

(電話) 06-6630-3259 (FAX) 06-6630-3581

(電子メール) [ja0083@city.osaka.lg.jp](mailto:ja0083@city.osaka.lg.jp)